

## 法務省政策評価有識者会議（第71回）議事要旨

### 1. 日 時

令和5年7月28日（金）～8月10日（木）

### 2. 場 所

持ち回り審議による

### 3. 出席者

＜政策評価有識者会議構成員＞

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 篠 塚 力	弁護士
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

### 4. 議 題

- (1) 令和5年度事前評価実施結果報告書（案）について
- (2) 令和5年度事後評価実施結果報告書（案）について
- (3) 令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画の改定（案）について

### 5. 概 要

議題(1)～(3)について、各委員から意見を聴取した。

### 6. 主な意見・指摘等

各委員からの質問・意見については、別添のとおり。

## 令和5年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	朝日委員	P8(3)具体的内容ウ成果物のとりまとめ P9(有効性の評価項目)の記載について	大変必要性や効果の見込まれる調査研究事業であると思います。 調査結果は犯罪白書として公表されるとありますが、その他のアウトプット、また調査データ(個票を含む)や分析プロセス等の活用に関して、その他の可能性はないのでしょうか。 調査研究事業については、統計等行政データのオープン化の方向とともに、調査研究で利用したマイクロデータ等を一定の条件のもとに利用可能にすることで、関連する研究者や実務者による追加的分析など、さらに有効性を高めることができるかと思えます。 有効性の評価について、結果の活用の視点のみならず、バックデータなど資源の二次活用の視点についても、調査の検証と連携・展開の両面から検討の価値があるかと思っております。	研究結果については、犯罪白書のほか、法務総合研究所研究部で発刊している研究部報告での公表も予定しています。なお、調査データの活用に関しては、犯罪白書において公表する数値等については、これまでもインターネット上でエクセルデータを公表するなどの対応をとっているところ、委員御指摘の点を踏まえつつ、今後も、引き続きバックデータの二次活用に向けた検討・対応等を適切に行ってまいりたいと考えております。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	伊藤委員	P9 効率性・有効性の評価項目	「処遇等の現状や課題を整理し」とあるが、実態調査の内容は「被害者等への慰謝の状況、交通安全に対する意識、判決・刑事処分・行政処分に対する評価・受け止め等」とある。職員がこれらを記入することで、処遇の現状が解明できるのだろうか。また対象者に職員が限なく質問できるかも疑問が残る。調査内容、手法をもっと検討する必要があるのではないかと。「効率性5.」について7点というのはやや甘いのでは。	委員御指摘の調査事項については、職員の記入調査によるものではなく、質問紙調査により対象者が直接回答する方式による調査を予定しております。また、質問の内容については、質問紙作成段階において、外部有識者等の意見を拝聴しつつ、適切なものになるよう努めてまいります。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	伊藤委員	P7、P9など	「被害者支援策等を検討するための基礎資料を提供」、「被害者支援策等の在り方を考察」などがあるが、調査内容からは被害者等施策のどのような点なのか具体的に把握できない。 また、課題・ニーズにおいて第4次犯罪被害者等基本計画との関連について触れる必要はないか。	第4次犯罪被害者等基本計画では、重点課題として「損害回復・経済的支援等への取組」が掲げられておりますところ、交通事故においても、自賠責保険や任意保険等の加入がないなどの理由により、適切な被害回復が図られていない事案もあります。 この点に関し、同基本計画において、法務省は「受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知」を含む様々な周知・情報提供が求められているところ、本調査では、被害の回復状況やその見込み等を調査し、例えば、無保険事案の割合やその後の動向等を分析することで、前記重点課題に係る具体的施策を検討するための基礎資料の提供等も行ってまいりたいと考えております。委員御指摘のとおり、課題・ニーズ等において上記の点に触れるべきと思量しますので、報告書2(3)イ(イ)交通事故者の実態調査の内容のうち、「被害者等への慰謝の状況」に続け「(判決時の賠償状況や見込み、その後の賠償状況等)」と追記するとともに、報告書6の重要施策として、第4次犯罪被害者等基本計画を追記しました。
4	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	井上委員	P19 事前評価結果表	事前評価結果表において、評価項目4、5がBで、それぞれ「起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する調査の可否等について、なお検討を要する。」「分析手法については、調査対象・手法の詳細が未だ確定していないことから、引き続き検討する必要がある。」という記載があります。これらについての検討状況をご教示ください。	調査対象・手法の詳細につきましては、いまだ方向性を確定するに至ってはおりませんが、質問紙調査の対象は、刑事施設入所者あるいは保護観察対象者を予定しており、現時点では、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する質的調査は困難と考えております。他方、本調査においては、各種統計資料や確定記録等に基づく量的調査も予定しているため、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者については、その中で何らかの対応をとっていけないか、引き続き、検討してまいりたいと考えております。
5	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	宮園委員	P19 事前評価結果表	評価にもあるように、交通事故の大半は、略式起訴や起訴猶予となるケースが多く、この点についての検討も必要と考える	御指摘の点につきましては、いまだ方向性を確定するに至ってはおりませんが、質問紙調査の対象は、刑事施設入所者あるいは保護観察対象者を予定しており、現時点では、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者に対する質的調査は困難と考えております。他方、本調査においては、各種統計資料や確定記録等に基づく量的調査も予定しているため、起訴猶予や略式起訴となった交通事故者については、その中で何らかの対応をとっていけないか、引き続き、検討してまいりたいと考えております。
6	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(交通犯罪に関する研究)	宮園委員	P19 事前評価結果表	この調査の結果と、現在行われている特別改善指導交通安全指導(R5)の妥当性の検討もあってもよいのではないかと	R5を含む各種プログラムの策定・見直しについては、矯正局において行われるものと承知しておりますが、いずれにしても、本研究の結果が適切にフィードバックをされるよう、関係部局との情報共有を図って参りたいと考えております。

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
7	施設の整備(宇都宮拘置支所・宇都宮少年鑑別所新営工事)	篠塚委員	整備方針	掲げられた整備方針自体は適切なものであるが、さらなる充実を検討願いたい。拘置支所及び少年鑑別所施設の対象者の処遇は、刑務所における受刑者の処遇よりもさらに自由と人権の保障が充実させられるべきです。組織風土の変革、サポート体制・マネージメント体制の充実、施設職員の人材育成・不服申立体制の充実、規律偏重に陥らない風通しのよい職場環境の整備、不正な処遇の早期発見、処遇の適正化等などについては、これらの事項が欠けている場合には、滞りなく展開できるような拘置所及び少年鑑別所の運営に寄与する施設の整備を検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、関係部局と調整の上、施設の整備を進めて参ります。
8	施設の整備(滋賀拘置支所・大津少年鑑別所新営工事)	篠塚委員	整備方針	掲げられた整備方針自体は適切なものであるが、さらなる充実を検討願いたい。拘置支所及び少年鑑別所施設の対象者の処遇は、刑務所における受刑者の処遇よりもさらに自由と人権の保障が充実させられるべきです。組織風土の変革、サポート体制・マネージメント体制の充実、施設職員の人材育成・不服申立体制の充実、規律偏重に陥らない風通しのよい職場環境の整備、不正な処遇の早期発見、処遇の適正化等などについては、これらの事項が欠けている場合には、滞りなく展開できるような拘置所及び少年鑑別所の運営に寄与する施設の整備を検討願いたい。	頂いた御意見を踏まえ、関係部局と調整の上、施設の整備を進めて参ります。

令和5年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	伊藤委員	事後評価結果表について	評価項目の有効性について: 調査結果のローデータは一般公開しているのか、例えば大学等の研究機関においてさらなる分析のために使うことは可能か、伺いたい。そうした公開がなされていないとしたら、「10点」としてよいか?	調査結果のローデータ全体は公開しておりませんが、本調査結果の一部(令和3年版犯罪白書第8編第5章「特別調査」において掲載した図表データ)については、エクセデータとして法務省のHP上( <a href="https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/mokuji.html">https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/mokuji.html</a> )で公開させていただいております。
2	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	伊藤委員	事後評価結果表及びP10～才考察・提言	報告書の中で特殊詐欺事犯者の処遇の在り方についての提言が読み取れなかった。本研究に基づく、処遇についての新たな提言(知見)があるなら、分かりやすく明記してほしい。	特殊詐欺事犯者については、報告書に記載させていただいたとおり、その他の詐欺事犯者等と比べ、元々、根深い犯罪性向を有している傾向は見当たらず、更生への妨げとなるような性格特性等も認められなかったといった分析結果を踏まえつつ、その処遇の在り方としては、犯罪白書及び研究部報告において、現在、矯正・保護において実施されているプログラムを適切に行っていくことや、不良な交友関係を断つこと及び暴力団等の反社会的勢力に属している者について、組織からの離脱を働きかけていくことが重要である旨の提言をさせていただいたところです。これらの提言自体は新たな知見というより、既存の処遇プログラム等の有効性の裏付けとしての意義の方が大きいと考えております。
3	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(詐欺に関する研究)	宮園委員	P8、9及びP10	なぜ年齢区分が30歳未満となっているのか。少年事案、20歳代等の件数が少なかったのかもしれないが数が少ないことも意味があると思われる。入れ子や出し子について、若年層の分析が必要に思われるが、事案がすくないのであれば、そのことについての言及があってもよいのではないか。	御指摘の年齢区分については、刑事裁判で有罪判決を受けた者を対象に実施した特別調査(詐欺事犯者調査)において、特殊詐欺事犯者その他の詐欺事犯者の傾向を調査比較するに当たって分類したのですが、20歳未満の少年については、その多くが刑事裁判ではなく保護処分の対象となるため、30歳未満を少年と20歳代に分けた場合、少年についてはその他の世代との比較に耐え得る母数の確保ができないことから、20歳代の者と合わせ、30歳未満を若年者として一つの年齢区分としたものです。委員御指摘のとおり、少年による特殊詐欺事犯に係る分析も重要ですので、この点については、例えば、犯罪白書において、20歳未満と20～29歳に分けた検挙人員の年齢層別構成比(令和3年版犯罪白書8-3-1-25図参照)や年長少年・中間少年・年少少年の区分で分けた検挙人員・人口比の推移(同8-3-1-26図参照)を掲載するなどしております。報告書では、「5.(1)ア(イ)特殊詐欺を巡る情勢」において、少年による特殊詐欺の検挙人員は平成30年をピークに減少していることについて触れています。

令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画の改定(案)に対する質問・意見及び回答

No.	局部課名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	5 矯正処遇の適正な実施	朝日委員	付属表	<p>第三者委員会の提言を受けての迅速なロジックモデル・計画の見直しとのことで、政策評価との連動によるマネジメント改善の実現例として拝見いたしました。ご尽力に敬意を表します。</p> <p>指標の定義について質問です。定性指標が多く追加されていますが、定性指標は定量指標に比べて、指標の収集方法にデータとしての質が依存するかと思います。「〇〇の状況」といった定義が多いですが、収集方法についての記載があったほうが望ましいと思っております。たとえば、指標7「再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体(当事者含む)の声」の定義のように、調査方法や対象をある程度記載できないでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「〇〇の状況」等と設定した定性指標について、可能な限り具体的な収集イメージを追記いたしました。</p> <p>収集方法を含めた、指標の妥当性等については引き続き検討を続け、活動状況を踏まえた柔軟な変更も視野に入れながら、再発防止策の進捗状況の適切なモニタリングを徹底する所存です。</p>
2	5 矯正処遇の適正な実施	伊藤委員	全体	<p>全体に新しい政策評価の趣旨を踏まえ、詳細で必要事項がすべて網羅されているように思います。とくに、アウトカムの定性指標で、個別インタビューやフォーカスグループインタビュー、アンケートなどの結果が入っているのが「進歩」だと思いました。</p> <p>以下、「あえて言うなら」ということで、細かい点について気づいた点を記します。</p>	<p>この度の実実施計画において当局が作成したロジックモデルにおいては、</p> <p>①活動及び活動目標(アウトプット)については、「行政活動の実施結果」であるという観点、</p> <p>②成果目標(アウトカム)については、「政策の実施により結果として受刑者(ひいては国民)にどのような便益がもたらされたのか」という観点を踏まえ、記載しております。</p> <p>そのため、成果目標部分については、便益がもたらされる客体目線での受動態の表現となっているものが多くっております。</p> <p>こうした結果、ロジックモデル上、主語・述語等の関係が不明確になっている部分がありましたので、委員の御指摘を踏まえ、成果目標部分の記載を修正いたしました。</p>
3	5 矯正処遇の適正な実施	伊藤委員	成果目標 指標⑥⑦	<p>「…安定的に施設が運営される」とあるが、主語は？「運営する」の方がよいのでは？</p> <p>「…社会復帰のための支援を受ける」とあるが、誰が受けるのか？「提供する」の方がよいのでは？</p> <p>※上記のほかにも主語と述語が明確でない文が、複数箇所あるように思いました。役所の文章としては問題ないかもしれませんが、少々気になりました。ご検討ください。</p>	<p>そのための、成果目標部分については、便益がもたらされる客体目線での受動態の表現となっているものが多くっております。</p> <p>こうした結果、ロジックモデル上、主語・述語等の関係が不明確になっている部分がありましたので、委員の御指摘を踏まえ、成果目標部分の記載を修正いたしました。</p>
4	5 矯正処遇の適正な実施	篠塚委員	活動目標 指標⑤	<p>今回、法務省において、第三者委員会の意見の多くを取り入れたパッケージ・ロジックモデル・指標の修正を行ったことは、高く評価されるべきです。着実な実行を期待するとともに、組織風土の改革、規律偏重の是正など、その実現には相当の困難が予想されるところです。法務省内部での改革の実施とともに、視察委員会等の外部の目を強化することにより、改革の質を保証することが大切であり、それにより、より多くの社会的な信頼や協力も得られると考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、第三者委員会の提言にも盛り込まれている視察委員会制度の運用改善など、より社会を意識した取組を進めることにより、刑事施設運営の適正化を目指すことはもとより、矯正行政に対する国民の皆様の理解を得ながら、犯罪をした人の立ち直りに寄与してまいりたいと考えております。</p> <p>そして、組織風土の変革などの重要課題にしっかりと対応し、改革を進めていけるよう、矯正組織を挙げて再発防止に取り組んでまいります所存です。</p>

No.	局部課名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
5	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	全体	全体として。改善プログラム、処遇においてLGBTへの配慮、ジェンダー視点の導入の必要性についての言及がないのが気になりました(改善指導について、女性の特有の状況に配慮(摂食障害やDV、性暴力の被害の影響)したプログラムの必要性、受刑時の妊娠の対応等)。また、他部署、厚労省等其他省(困難を抱えた女性に対する法との連携など)との連携についての言及もありません。この点について言及が必要に思います。	①LGBTへの配慮やジェンダーの視点の必要性、②他官署、他省庁との連携の必要性については、当局においてもその重要性を認識しているところです。例えば、刑事施設においては、①性同一性障害等を有する被収容者の特性を踏まえた処遇(医療上の措置や居室の指定についての配慮等)を実施しているほか、②女性受刑者特有の問題に対応するため、看護師、介護福祉士、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得ながら女性受刑者に対する助言等を行うなど、厚労省所管の地域の関係機関等とも連携した取組を進めているところです。こうした取組については、施策パッケージやロジックモデル上は、「特性に応じた指導・教育の実施」等に位置付けられ、付属表においては、成果指標⑦の各指標において評価したいと考えておりますが、御指摘を踏まえて更にどのように位置付け、評価することが可能か、引き続き検討させていただきたく存じます。 なお、今回当局が新たに追記させていただいた趣旨は、「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案」を受けた第三者委員会提言に盛り込まれた再発防止策を着実に実施するために、政策評価制度を活用してその実施状況を適切にモニタリングしようというものであり、そのような観点から今年度からの実施計画を変更させていただくものですので、必ずしも御指摘の観点からの記載の検討が十分ではない点につき、御容赦いただきたく存じます(前述のとおり、御指摘を踏まえて引き続き検討
6	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 専門職(福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士)の職員数	これらの専門職が処遇においてどのようなかわりを行っているかの分析が必要ではないか。	今後の拘禁刑下においては、受刑者の特性に応じた処遇を行うため、教育、心理及び社会福祉といった専門家が関与した組織的な処遇、すなわち「チーム処遇の確立」が必要であるところ、本指標については、「名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会」からも同様の提言を受けたことも踏まえて、その実施状況をモニタリングするために見直して設定したものであり、同様の観点から、「チーム処遇対象者の数」も新たに設定しております。 御指摘は、「チーム処遇」の成果を測る上で必要な分析の観点の一つであると認識しており、現在その成果指標として設定している「期間中実施した効果検証、調査研究の概要・結果」、「再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体の声」、「在所中に福祉サービス等の支援につながった者の数」等を検証する過程において、御指摘の点も分析してまいりたいと考えております。
7	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 高齢、障害のある者の数	高齢、障害のある者の数と福祉サービス等の利用に向けた調整とのクロスはないのでしょうか。	御指摘の点については、「令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見」の「回答」欄の「なお」書き以降に記載のとおり、引き続き検討させていただきたく存じます。
8	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体(当事者含む)の声	各種団体の数の推移も必要ではないでしょうか。	御指摘の点については、「令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見」の「回答」欄の「なお」書き以降に記載のとおり、引き続き検討させていただきたく存じます。
9	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 在所(院)中に福祉サービス等の支援につながった者の数	高齢者、精神障害者等のクロスも必要では。	御指摘の点については、「令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見」の「回答」欄の「なお」書き以降に記載のとおり、引き続き検討させていただきたく存じます。
10	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体(当事者含む)の声	前提として関係団体の調査(数、提供している内容等)も必要では。	御指摘の点については、「令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見」の「回答」欄の「なお」書き以降に記載のとおり、引き続き検討させていただきたく存じます。
11	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 通信型ウェアラブルカメラの整備状況	ウェアラブルカメラ導入についての担当者の声、不服審査委員の声による検証も必要では。	ウェアラブルカメラ導入についての担当者の声については、既存の成果指標6「職場環境に関する職員アンケート結果」において、適切に評価していきたいと考えております。また、不服調査検討会委員からの御意見があった場合には、この度新たに設定した成果指標6「調査検討会からの意見等への対応状況」において、適切に評価してまいりたいと考えております。

No.	局部課名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
12	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 常勤医師の充足率(定員・現員)	専門(内科、精神科等)も調査してほしい。	御指摘の点については、「令和5年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)に対する質問・意見」の「回答」欄の「なお」書き以降に記載のとおり、引き続き検討させていただきたく存じます。
13	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 管理職に対する多面観察の導入状況	多面観察とは？多面観察の導入、実施状況の定性調査ってどうするのか、素朴な疑問です。	多面観察とは、管理職のマネジメント能力向上を目的として、管理職の姿勢・言動が周囲の職員にどのように受け止められ、影響を与えているかをアンケート等で確認し、その内容を当該管理職に定期的にフィードバックしていくことを想定した制度です。 これは、刑事施設において実施したことがない新たな制度ということもあり、まずは試行庁を選定し、その試行状況を踏まえながら全国展開の検討を進めていくこととしているものです。 今回新たに設定した定性的指標の具体的なモニタリング方法としては、この制度を試行実施した施設の意見を定期的に確認することを想定しておりますので、御指摘を踏まえ、新たに設定した成果指標6「管理職に対する多面観察の導入の検討状況及び実施状況」に(試行庁の意見等)という文言を追記し、その趣旨を明確にさせていただきたく存じます。
14	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 メンタルヘルス相談員配置状況	併せて利用状況も必要では？	御指摘のとおり、メンタルヘルス相談員の利用状況を評価する必要があると認識しております。 この点については、既存の成果指標6「職場環境に関する職員アンケート結果」において、適切に評価していくことを想定しております。
15	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	フィードバック方法について、もう少し具体的に示してほしい。	御指摘を踏まえ、新たに設定した成果指標6「調査検討会からの意見等への対応状況」に(施設運営への対応状況の把握)という文言を追記し、ここで把握した状況を不服調査検討会委員にも適切にフィードバックしてまいりたいと考えております。
16	5 矯正処遇の適正な実施	宮園委員	付属表 【指標の名称】 刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	調査検討会へのフィードバックもほしい。	御指摘を踏まえ、新たに設定した成果指標6「調査検討会からの意見等への対応状況」に(施設運営への対応状況の把握)という文言を追記し、ここで把握した状況を不服調査検討会委員にも適切にフィードバックしてまいりたいと考えております。